

警察庁訓令第9号

名誉師範及び名誉体育教授の称号に関する訓令を次のように定める。

平成15年8月26日

警察庁長官 佐藤 英彦

名誉師範及び名誉体育教授の称号に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、名誉師範及び名誉体育教授の称号の授与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(称号の授与)

第2条 警察庁長官(以下「長官」という。)は、警察大学校の名称を冠した柔道名誉師範、剣道名誉師範、逮捕術名誉師範又は名誉体育教授の称号を授与するものとする。

2 管区警察局長(以下「管区局長」という。)は、管区警察学校の名称を冠した柔道名誉師範、剣道名誉師範、逮捕術名誉師範又は名誉体育教授の称号を授与するものとする。

(資格)

第3条 前条に規定する称号(以下「称号」という。)は、警察大学校又は管区警察学校の柔道、剣道、逮捕術又は体育の教授として勤務した者のうち、警察庁の職員でなくなった者であって、術科の振興及び普及に特に功績があり一般の模範と認められるものに対し、授与するものとする。

(称号の喪失)

第4条 長官又は管区局長は、称号を授与された者にふさわしくない非行のあったときは、当該称号を失わせるものとする。

(細則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成15年8月26日から施行する。
- 2 名誉師範及び名誉体操教授の称号に関する訓令(平成6年警察庁訓令第4号)は、廃止する。

- 3 名誉師範及び名誉体操教授の称号に関する訓令の規定に基づき授与された称号は、この訓令の規定に基づき授与された称号とみなして第4条の規定を適用する。この場合において、同条中「長官又は管区局長」とあるのは「長官」とする。